

○議案第42号 旧市民会館解体工事請負契約の締結について

□□□審議経過□□□

＝総務市民委員会委員長報告＝

ご報告申し上げます。

本案は、平成26年4月1日に閉館した旧市民会館について、当該会館及び立体駐車場の解体等を行う工事請負契約であります。

本委員会といたしましては、慎重に審査を行いました結果、旧市民会館については、平成24年9月定例会において廃止条例が議決され、当時の審査においては、市長から市民会館は必要であるとの認識が示され、以降も、議会の会議やタウンミーティングにおいて、同様の認識が示されてきた。しかしながら、新市民会館の方針については、具体的な検討状況すら一向に示されない中、去る平成26年2月定例会においては、「守口市市民会館の閉館延期についての請願」が多くの市民の署名をもって提出され、採択されたところである。

このような経過があるにも関わらず、廃止決定から2年が経とうとしている今日においても、理事者から、議会、市民に対し、新市民会館についての、何らの具体的な検討状況、方針が一切示されず、果たして前向きな検討がなされているのか疑念を抱くところであり、真摯な姿勢が感じられないと厳しく指摘があったわけであります。

新市民会館のあり方については、これまで課長級で行われていた庁内の検討委員会を部課長級で構成される総合検討委員会に格上げし、外部講師を招いた勉強会も開催するなど、鋭意検討を行っているとのことであり、一定の検討は進めているものの、依然、庁内の検討段階であることに変わりはないことから、今後、積極的に検討を進めていくのか、その真意を問いただしたわけであります。

これに対し、市長から、今後は、総合検討委員会の検討を踏まえ、来年度には、外部有識者等を含む審議会を立ち上げるよう進め、極力、精力的に取り組んでいくとの発言があったことから、本委員会としては、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、解体後の特定防火対象物の設備に係る維持費や解体の財源となる除却債と公共施設等総合管理計画との関連について、これまでの本委員会などにおいて、説明がなされていたものの、今回の審査において、理事者から誤解を生じさせるような説明がなされていたことが明らかとなったわけであるが、議案審査に影響を及ぼす可能性もあることから、理事者においては、今後、慎重かつ十分な説明を行い、混乱を来すことのないよう一定意を配されたいことを申し添えまして、委員長報告といたします。